

特定非営利活動法人 オールラウンドヘリコプター 賛助会員規約

この会員規約(以下「本規約」といいます)は、特定非営利活動法人オールラウンドヘリコプター(以下「当法人」といいます)と、特定非営利活動法人メオールラウンドヘリコプターの賛助(サポーター)会員(以下「賛助(サポーター)会員」といいます)との関係に適用します。入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。

第1節 会員の種別

正会員(個人)

賛助(サポーター)会員(個人・団体・グループ)

第2節 総則

第1条(会員規約の適用)

当法人は、賛助(サポーター)会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条(会員規約の変更)

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第3条(用語の定義)

会員とは、当法人のすべての種別の会員の総称です。正会員についての細則は、別に定める「特定非営利活動法人オールラウンドヘリコプター 正会員規約」を適用します。

2. 賛助(サポーター)会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人、団体およびグループの会員をいい、総会での議決権はありません。

※グループとは、法人ではなく寄せ、サークル、野球チームなどプライベートな集まりを意味します。

※団体には、法人も含まれます。

第3節 入会申込等

第4条(入会申込)

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、入会申込書・Webサイトの入会フォームに必要事項を記入し、当法人に提出することとします。入会申込書を提出しその後当法人より年会費の通知後、年会費を支払うものとする。

第5条(入会の成立)

入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局がこれを確認したときに成立します。

第6条(入会申込の拒絶)

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第7条(会員資格有効期間)

初年度の会員資格有効期間は、第5条に規定するように入会が成立した日から、当該事業年度の末日(毎年9月30日)とします。

2. 次年度以降の会員資格有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第4節 賛助(サポーター)会員の権利

第8条(会員の権利)

賛助(サポーター)会員は総会での議決権がありませんが、参考意見を述べることができます。活動、事業に参加し、会報・リポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画できます。

第5節 入会申込記載事項の変更等

第9条(賛助(サポーター)会員資格の継承)

賛助(サポーター)会員資格の継承について、次のように定めます。

2. 個人の資格で入会した賛助(サポーター)会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。第三者への資格継承はできません。
3. 団体・グループの資格で入会した賛助(サポーター)会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。第6条(入会申込の拒絶)の規定についても準用します。
4. 団体・グループの資格で入会した賛助(サポーター)会員が退会、あるいはグループが解散した場合には、当該会員の資格は失われます。

第10条(賛助(サポーター)会員の氏名及び名称等の変更)

1. 賛助(サポーター)会員は、その団体・グループの名称及び担当者氏名、個人会員氏名、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面・電話・電子メール等によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの賛助(サポーター)会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第6節 会員資格の停止

第11条(会員資格の停止・除名)

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または除名することがあります。この場合には、当法人は当該会員に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととします。

- (1)会費が支払われないとき
- (2)内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3)当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4)当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5)入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6)当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (7)この会員規約に違反した場合
- (8)その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

第7節 会員資格の解除

第12条(会員資格の解除)

会員は当法人に対し、書面・電話・電子メール等にて通知することにより、会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生ずるものとします。

2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることができません。

第8節 会員資格の継続

第13条(会員資格の継続)

会員資格有効期間が満了する場合には、第7条2項に規定する通り、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、当法人の用いる方法により、継続する年度の年会費について会員に通知します。会員は通知を受けてから1ヵ月以内に会費を払込むこととし、1ヵ月を超えて会費の払込みが確認できない場合、第11条(1)に規定する通り、会員資格を停止します。

2. 一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第9節 会員証の発行

第14条(会員証の発行)

当法人は、会員に対し、1枚の会員証を発行します。

2. 会員証の有効期間は、会員資格有効期間満了月の月末までとなります。

3. 当法人の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。

4. 会員証は当該会員以外のものに使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。

第10節 商号及び商標等の利用

第15条(商号及び商標等の利用)

当法人が定めた商号及び商標等を、利用する場合は、内容に応じて利用料を徴収する場合があります。

第11節 会員資格有効期間終了に伴う措置

第16条(措置)

会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知のあとも、当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとします。

第12節 損害賠償

第17条(損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。

2.会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されます。

第13節 その他

第18条(規定の追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

(付則)本規約は 2015 年 2 月 1 日より実施します。